

著作権に関する特約条項

（著作物の譲渡等）

第1条 成果物（第40条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）及び成果物の製作業務に伴い発生するグラフィック資料及び立体資料等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は当該成果物の引渡し時をもって、発注者と受注者双方に帰属するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

第2条 発注者及び大阪中之島美術館運営特別目的会社（PFI事業者）は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。さらに受注者は、発注者及び大阪中之島美術館運営特別目的会社（PFI事業者）が成果物の製作業務に伴い発生するグラフィック資料及び立体資料等を、展示、教育普及、広報等を含む美術館事業及び活動の目的において任意かつ無償で使用することを許諾するものとする。上記以外の目的においては、発注者と受注者とが協議して定めることとする。

第3条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第4条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

第5条 成果物の商品化については、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、受注者と発注者、大阪中之島美術館運営特別目的会社（PFI事業者）とが協議して定めることとする。